

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年3月1日 午前10時00分 招集
2. 令和5年3月1日 午前10時00分 開会
3. 令和5年3月1日 午前11時07分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
会計管理者(会計課長)	大 塚 浩 二	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	加 藤 勇 二 郎	税 務 課 長	上 村 美 博
内 牧 支 所 長	加 来 隆 浩	教 育 課 長	藤 井 栄 治
監 査 委 員 事 務 局 長	渡 邊 一 倫	市 民 課 長	森 永 智 保
健 康 増 進 課 長	山 中 昭 人	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長	市 原 吉 治
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長	徳 永 稔

## 8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹 議会事務局次長 市原 多喜男  
書 記 山本 悠 未

## 9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 令和4年第4回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について
- 日程第4 諸般の報告について（議長）
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

### 1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

令和5年第3回阿蘇市議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日3月定例会が招集されましたところ、議員の皆様をはじめ、執行部の皆様方には御壮健にて御出席賜り、ここに開会できますことは、御同慶の至りに存じます。誠にありがとうございます。今期定例会に提出されました49の議案は、条例の制定及び一部改正、当初予算の審議など、令和5年度を迎えるに当たっての重要な議会であります。つきましては、議員各位の格別の御精励をいただき、慎重審議を尽くされ、市民の皆様方の生活の安定に寄与されますとともに、議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和5年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、3番議員、菊

池勝秀君、4番議員、竹原真理子君の両名を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

2月22日午前10時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が専決処分報告1件、条例の制定及び一部改正18件、令和4年度補正予算7件、令和5年度当初予算12件、規約の同文議決1件、工事請負契約書の変更1件、旧慣使用の一部変更7件、人事案件2件の合計49件であります。会期につきましては、本日3月1日から20日までの20日間といたしました。日程表は、事前に配付しているとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告1件、同意2件を除く46件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、本会議での議案質疑の際、自己の所属する委員会に付託された案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限であります。3月6日月曜日午後5時までといたしましたので、必ず期限までに提出してください。

一般質問の要旨については、時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載してください。陳情や内容が単なる事務的なもの、また直接原課に尋ねればすぐに回答が得られるような内容とならず、また当日は、通告以外の質問を行わないようお願いいたします。

執行部におかれましては、質問に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。

なお、一般質問の時間については、答弁を含め45分間としております。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策についてです。マスク着用、検温、定期的な換気や消毒の徹底を行い、昼食時は黙食といたします。傍聴につきましては、入場者数を15名に制限いたします。一般質問の傍聴は、大会議室及び内牧、波野の両支所でのモニター視聴、同時にYouTubeでの放映も行います。御協力をお願いいたします。

最後に、本日の議会散会後は、本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくようお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

### 日程第3 令和4年第4回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3「令和4年第4回定例会で適任とした人権擁護委員の紹介について」、先の定例会において人権擁護委員を適任としました佐藤和夫様、岩下俊自様に本日お越しいただいておりますので、御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、御入場願います。

[人権擁護委員 入場]

○議長（菅 敏徳君） 人権擁護委員に御就任されました佐藤和夫様、御挨拶をお願いいたします。

○人権擁護委員（佐藤和夫君） ただ今、御紹介いただきました佐藤でございます。実は、私、法務省の内規によりまして3月31日をもって終了する予定でしたけれども、現在、私たちが組織しております熊本県人権擁護委員連合会の副会長をしておりますけれども、次期役員体制の話合いの中でどうしても次期は私にという指名がありまして、法務局長共々、佐藤市長に特例により延長という制度を利用させていただきたいということをお願いに上がりましたところ、佐藤市長には快くお引き受けいただきました。また、議会でも12月の議会において御承認、御推薦いただいたと承っております。大変ありがとうございました。

御案内のとおり、現在、人権を取り巻く状況というのは大変多岐多様にわたっております。高齢者、障がい者、そして子どもたちへの虐待等々、そしてまたこの間、国会等でも少し騒然としましたけれども、LGBTに対する発言、またSNS等を通じて誹謗中傷等々が多岐にわたっております。そういった中で、私は年齢的にいっているわけですが、地方の人権のために少し汗を流してみようかと考えて、向こう3年間を引き受けさせていただきました。議員の皆様方にも大変お世話になりますけれども、一つよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） ありがとうございました。

続きまして、岩下俊自様、御挨拶をお願いいたします。

○人権擁護委員（岩下俊自君） おはようございます。私は、今紹介いただきました岩下俊自と申します。波野に住んでおります。私たちの活動は人権擁護委員ですが、人権擁護委員として、今、会長からもありましたけれども、LGBTとか、そういった問題が結構出ておりますけれども、ずっと前の熊日新聞にパートナーシップ制度を導入すると、検討しているというのが新聞記事に載っておりました。私たちの活動の中では、非常にこの導入については良かったなど、導入されるといいなということを思っております。私も、差別とか、そういう偏見とかのない社会になっていくといいなと思っております。一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ありがとうございました。

佐藤様、岩下様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席いただきまして、

誠にありがとうございました。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。本日は、本当にありがとうございました。

[人権擁護委員 退席]

#### 日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告については、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和4年11月分から令和5年1月分までの「例月出納検査報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管してありますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてです。

1月11日、阿蘇市町村議長会総会が阿蘇市内で開催され、令和5年度事業計画及び予算（案）などについて審議が行われ、すべて採択となりました。

2月1日、熊本県市町村振興協会第1回臨時評議員会が熊本市内で開催され、令和5年度事業計画、収支予算、理事の選任について審議が行われ、すべて採択となりました。

2月9日、全国市議会議長会第230回理事会・第114回評議員会合同会議が東京都で開催され、審議項目のすべてが採択となりました。

以上、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 施政方針の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、市長の「施政方針の説明」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

まず、はじめに。

冒頭に、2月6日に発生したトルコ・シリア大地震で5万人を超える尊い人命が失われました。犠牲者の方々へ哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、早期の復旧復興を重ねてお祈りいたします。阿蘇市は、市役所本庁と内牧、波野両支所に被災者救援の義援金箱を設置しています。皆様方の御協力をよろしくお願いします。

さて、令和2年1月に国内で初感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、8度の感染拡大を繰り返しながら、医療体制のひっ迫や経済活動停滞など社会に大きな損失をもたらし、阿蘇市でも多くの陽性者が確認されました。国は5月8日から、感染法上の位置づけを、入院勧告、就業制限のある「2類」から季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げ、コロナ禍前の通常生活を取り戻す第一歩を示すことにしています。しかし一方で連日陽性者が確認されており、今なお感染拡大、不安も拭い切れないことから、引き続き健康管理・感染対策に注力していきます。

これからも感染症予防対策を周知徹底し、発展的創意工夫を持って、さらに市民の皆様が安心して暮らしていかれるよう命と健康、生活をしっかり守る取組を行っていきます。

それでは、令和5年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、施政方針を述べさせていた

だきます。

総務。

#### 【総務課】

個人情報保護制度は、国や地方自治体においてデジタル業務改革が強力に推進され、デジタル社会の進展、個人情報の有用性の高まりで官民枠を越えたデータ利活用が活発化になり、個人情報等の取扱いに万全を期すため法改正が行われ、関係条例制定等を本定例会に提出いたしました。

今後は、個人情報に係る取扱い細目を規則、要綱等で定め、個人情報保護、活用に注意し、しっかりと個人の権利利益保護に努めます。

#### 【防災情報課】

阿蘇中岳第一火口は、昨年 11 月 9 日から火口見学を一部再開（Bゾーン）、週末や年末年始は多くの観光客が訪れていましたが、1 月 30 日、火山性微動の振幅増大で、気象庁が噴火警戒レベル 2 の引上げを発表、連動して阿蘇火山防災協議会は阿蘇火山防災計画に基づき、火口周辺概ね 1 キロメートル範囲の立入りを規制しました。

見学再開から 82 日間で規制となり、二次避難休憩施設、新たな見学エリア Eゾーン完成間近の規制は非常に残念ですが、関係機関と連携を図り、活動状況等を注視し、登山者、観光客、地域住民の方々の安全を第一に引き続き対応を進めていきます。

お知らせ端末機の更新事業は、令和 4 年度内に運用システム更新が完了、令和 5 年度から 3 か年度計画で各世帯、新たな機器に更新していきます。

光ネットワーク事業は、市民間のコミュニケーション、防犯防災を含め行政情報発信、高速インターネット接続、市内企業のネットワーク等に利用されている重要な情報インフラです。今後も引き続き安定運用を行っていきます。

財政・税。

#### 【企画財政課】

人口減少に伴う税収減、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大、大量更新を迎える老朽インフラの維持補修費増、防災・減災、国土強靱化の対応、時代を見据えた自治体 DX 推進、脱過疎に向けた地方創生、SDGs 取組の加速化など、山積する課題に確実に対応するため、将来を見据えた足腰の強い持続可能な行財政運営が求められます。

令和 5 年度一般会計当初予算は、対前年度比 8.1% 増の約 174 億円規模の編成となりました。歳入は、税収入回復、ふるさと応援寄附金収入増を見込み、歳出は、人件費、公債費など義務的経費に加え、原油価格・物価高騰などの影響で物件費等が上昇、併せて老朽施設改修など投資的経費の増嵩等により、財政調整基金を 6 億円繰り入れての編成としています。

とりわけ、新年度は、コロナ克服と新時代開拓に向け、強い危機感と高い使命感を持って、市民の皆様が安全安心な暮らしを最優先に、低迷している地域経済回復など、TSMC 関連企業の動向も注視しながら、徹底した「選択」と「集中」のもと、健全な財政運営に努めていく方針です。

#### 【税務課】

令和6年度固定資産税「評価替え」に向けて、標準宅地及び路線価格見直し、新增築家屋及び滅失家屋等の把握を行い、適正な評価、課税に取り組みます。

収納率アップと納税しやすい環境整備として、令和4年4月から「コンビニ納付」や「スマホ決済」による納税が既に可能となっており、さらに令和5年4月から「固定資産税」と「軽自動車税」は「地方税共通納税システム」を利用し、スマートフォンやパソコンで納付書に印刷される「全国統一規格の二次元コード」を読み取ることで、全国の金融機関やクレジットカードでの納税が可能となります。

地籍調査事業は、波野地域の令和13年度完了を目指し、本年度は大字新波野、大字小地野、大字中江の各一部で一筆地調査を実施します。

生活。

#### 【市民課】

本市のマイナンバーカード申請率は、1月31日現在74.23%、交付率61.85%であり、県内市町村全体平均を上回っています。今後もマイナンバーカード出張申請受付サービスやコンビニ交付サービスなど、市民の皆様方がマイナンバーカードについて申請及び利便性を実感できる環境づくりに取り組んでいきます。

生活衛生は、家庭に余った未使用食品を集め必要としているフードバンクへの寄附活動（フードドライブ）や「食べ残しゼロ活動」推進、環境教室開催などを行い、ごみの減量及び循環型社会形成に努めていきます。

#### 【人権啓発課】

人権施策は、市民一人一人が人権を身近な課題として認識し、様々な人権問題を正しく理解できるよう、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動や隣保館事業を中心に、人権啓発・教育活動に取り組みます。

また、誰もが共にいきいきと個性と能力を発揮でき、生活しやすい社会の実現に向け、LGBTの方々に対するパートナーシップ宣誓制度を4月1日から導入します。

医療福祉。

#### 【福祉課】

子育て支援策は、保育園等で就学前から英語に慣れ親しめる機会を創出する助成事業を実施します。

また、乙姫保育園は経年による老朽箇所更新及び保育ニーズに対応するため改修を行います。

令和5年4月1日に各省庁が所管していた子どもに関する事務を集約した「こども家庭庁」がスタートします。これまで同様、関係機関連携のもと子どもたちの命を守り、安全安心な子育て環境確保を第一にハード・ソフトともに充実した施策を展開します。

障がい福祉分野は、阿蘇市障がい者計画等が令和5年度末で期間満了となることから、確かなニーズ調査等を行い、新たな計画策定に取り組みます。

#### 【ほけん課】

国民健康保険事業は、団塊世代の後期高齢者医療移行により被保険者減少や1人当たりの

医療費増加で、事業運営の厳しさが増すことが予想され、関係機関と連携し安定した事業運営に努めます。

介護保険事業は、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期事業計画を作成、より良いサービス提供と安定した事業運営となるよう努めます。

後期高齢者医療事業は、団塊世代移行の本格化に伴い、人間ドックを受診された方に助成制度を新たに実施、疾病予防、早期発見につなげ、高齢者の健康保持増進を図っていきます。

#### 【健康増進課】

新型コロナワクチン接種は、これまで同様、重症化予防に重点を置きながら、安心して接種できるよう、引き続き接種体制整備及び周知啓発に努めます。

2月16日、熊本保健科学大学、阿蘇中央高校及び阿蘇市で高齢者の健康寿命を延ばす包括連携協定を締結、三者がそれぞれの役割のもと実践的な取組をし、将来を担う若者の人材育成と高齢者健康増進につなげていきます。

保健予防事業は、生活習慣病発症及び重症化予防を目的に、丁寧な健康診断の受診継続や家庭訪問等予防的介入を行い、特に若い世代の肥満対策に力を入れ、健康アプリを活用し個人及びグループの運動習慣定着などに取り組み、全世代を通じた生活習慣病の重症化予防に努めていきます。

母子保健事業は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行い、妊婦健診、乳幼児健診、個別面談などを実施し、出産子育て応援交付金の支給に合わせて、相談支援充実を図りながら、将来を担う子どもたちの育ちを支援していきます。

#### 【阿蘇医療センター】

新型コロナウイルス感染症対応は、5月8日に季節性インフルエンザ等と同等「5類」へ引き下げることが決定されていますが、新たな変異株の流行も懸念されており、引き続き阿蘇圏域唯一の第二種感染症指定医療機関として陽性患者受入れ、ワクチン接種、発熱外来診療並びに高齢者施設等の支援継続にも取り組んでいきます。

地域医療は、迫る超高齢化社会に向け、在宅医療支援充実と危機発生時を含め多職種・異業種間の横断的総合連携を図っていきます。

医師をはじめ、医療従事者確保については、医師招聘活動を継続し、医学部実習生、養成施設実習生等の受入れを積極的に進め、後年、当院の就職動機につながるよう継続して若手医療人育成、教育機能充実に取り組めます。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の政策医療並びに中核的医療を担う拠点病院として、地域の医療需要や環境変化に適応した機能整備充実を努めていきます。

経済。

#### 【農政課】

全国的に農業者の方々の高齢化、担い手不足で、農地を今後維持するには農業者の方々による作業の効率化・省力化を図ることが欠かせない状況になっており、本市にとっても同様に重要な課題です。

国の「みどりの食料システム戦略」に沿った方針を前進させるため、肥料や原油高騰の負

担軽減、土壌診断での施肥計画見直し、良質な堆肥活用の土づくり、減農薬・減化学肥料の取組を関係機関とこれまで以上に連携し、進めていかなければなりません。

次に、現況の農地利用を地図化し、集落ごとに定めた「人・農地プラン」を令和4年2月に策定していますが、農業経営基盤強化法改正に伴い、新たに「地域計画」を策定する必要があり、本プランをベースに進めていきます。

阿蘇東部地域では、高冷地の特性を活かした農業生産基盤整備の事業化を進めるため、一日も早く大蘇ダムの安定した水利用供給が待たれます。

阿蘇谷地区は昭和40年代から大規模ほ場整備事業で整備した農業用施設の老朽化で更新基盤整備を進めていますが、今後さらに老朽化によって農業経営に支障を来すことが予想され、より一層整備を加速化させ、計画的事業展開を行っていきます。

畜産環境対策として、施設建設後、地域住民の理解を図るため、地域臭気モニターを引き続き設置、環境に配慮し、問題発生時には厳格な対応を行っていきます。また、畜産臭気軽減施策として、行政、関係団体、畜産農家及び地域住民で組織する協議会設立を進めます。

林業は、森林環境譲与税を有効活用し、間伐等の森林整備を進め、木造公共施設等の長寿命化策や、人材育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発等を行っていきます。

#### 【観光課】

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊していた地域経済対策として、宿泊割引や夜の飲食半額キャンペーン等を実施、利用が減少した宿泊等の需要喚起に努めてきました。現在、行動制限も緩和され、観光入込客数はコロナ禍前に戻りつつあります。特に外国人旅行者宿泊数が伸びており、引き続き国内外のニーズを捉えた誘客キャンペーンを実施、これまで開催を控えてきた既存イベントを復活させ、来訪者増加に努めていきます。また、10月のツール・ド・九州、12月の阿蘇神社完全復興など注目される話題を通じ阿蘇の情報発信をより強化し、TSMCの進出やアジア初の宇宙港となる大分空港など周辺地域の好機を敏感に捉え、海外の方にも満足度高い旅を提供できるよう観光地の高付加価値化推進に取り組みます。

阿蘇山上観光は、令和2年度以降、世界水準の観光地を目指し阿蘇山上一帯の上質化事業に取り組んでいます。令和4年度には仙酔峡ロープウェイ駅舎解体が完了、新見学エリア（Eゾーン）、二次避難休憩施設は火山活動活発化で工事の遅れが生じています。火口周辺規制解除後は、早期完成を目指します。

#### 【まちづくり課】

新型コロナウイルスの影響から行動制限が緩和され、地域経済も少しずつ回復していますが、ウクライナ情勢を起因とする物価高騰などの影響は依然として深刻です。

昨年は、地域経済の下支えと家計負担軽減を目的としたプレミアム商品券事業などに取り組んできましたが、いまだに景気回復の兆しが見えないことから、引き続き関係機関と連携し経済対策を進めます。

「ふるさと応援寄附金」は、生産者や関係事業者の協力で返礼品の品質向上や宣伝強化を図ってきました。令和5年度は、返礼品のニーズ把握に努めながら、自然体験活動や宿泊プ

ランなど阿蘇ならではの返礼品充実と情報発信に努めていきます。

また、TSMC進出による交流人口増加で移住定住促進を図る取組として、空き家バンクなどによる情報発信の強化に加え、阿蘇西部地域や阿蘇駅周辺のワークショップで市民と協働した地域づくりを進めています。

とりわけ、外国人居住者が地域コミュニティへ参加しやすい環境を整えるため、本年1月に阿蘇市多文化共生連絡協議会を設立。これまでの自然環境等の強みを生かした人口誘導策に加え、日本人と外国人が互いに暮らしやすい「多文化共生のまちづくり」を推進していきます。

平成28年の熊本地震以降、整備を進めていました阿蘇神社周辺整備事業は、一の宮インフォメーションセンター移転が完了、多目的広場、街路灯などは予定どおり年度内完成見込みです。また、本年12月予定の阿蘇神社楼門復興に合わせ、関係団体、地元商店街等とも連携した賑わい創出に取り組みます。

インフラ。

#### 【建設課】

中九州横断道路は、「竹田阿蘇道路」で竹田ICと波野IC（仮称）を結ぶ全長約22.5キロメートルが令和4年末本格的に着工しました。このうち熊本県側約5.6キロメートル区間は一部用地交渉が進められており、本市としても事業推進が図られるよう地元調整に努めていきます。また、「大津熊本道路」約13.8キロメートルも昨年度から本格的な測量・調査等に着手、現在工事中の「滝室坂道路トンネル」も令和5年度早期の本坑貫通が見込まれます。なお、既存国道57号とダブルネットワークが早期形成できるよう「北側復旧道路～大津西IC間」及び「滝室坂道路～北側復旧道路」（阿蘇市管内）の整備促進を関係自治体とともに国に要望活動を行っていきます。

阿蘇山直轄砂防事業は、本市管内で令和4年度末までに5基の堰堤が完成、計画中を含め引き続き6基が整備中にあり、土砂災害特別警戒区域の縮小で土石流に対する安全が向上します。阿蘇山直轄砂防事業促進期成会（阿蘇市・高森町・南阿蘇村）は、さらなる安全向上のため、国に予算確保・整備促進の要望活動を行っていきます。

市管理河川は、土砂堆積等の顕著な河川の浚渫、竹林・雑木伐採、未整備護岸は、特に集落に密着した護岸整備を行い、洪水に対する対策を講じていきます。

市管理道路は、各区要望や通学路安全対策など計画的に取り組むものや、寄せられた道路損傷等情報には迅速に対応し、円滑な維持管理に努めていきます。

#### 【住環境課】

環境事業は、「ASO環境共生基金」を活用し、将来の担い手である子どもたちの環境教育や自然体験学習推進をはじめ、希少野生動植物保全事業などを引き続き実施していきます。また、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目標に、公共施設LED化、公用車EV車導入など、温室効果ガス削減や省エネ事業を推進し地球温暖化対策に取り組みます。

市営住宅は、「市営住宅総合基本計画」に基づき、老朽化住宅の改修など適正な維持管理で入居者の方々の住居環境維持・向上に努め、集約再編事業に取り組みます。

## 【上下水道課】

人口減少で料金収入減少や水道施設老朽化で施設更新費用増大と昨今の物価上昇等で、水道事業経営に悪影響が出ています。

住民生活の根幹となる生活用水の安定的供給を将来にわたり維持するため、施設整備基本計画及び経営戦略を基に施設更新整備を行い、経営改善、経営効率化を図り、持続可能な水道事業経営安定化を目指します。

下水道事業は、令和6年度からの公営企業会計移行に向けて準備を行います。また、現在、南黒川地区管渠整備に着手しており、令和8年度完成を進めます。

教育。

## 【教育課】

1月8日、これまでの成人式から名称変更した「阿蘇市二十歳を祝う集い」は、191名（本市の対象者275名）を迎えて、予定どおり開催することができました。前回から成人者自身による実行委員会の立上げ、式典進行が行われ、手作りのすばらしい式典となりました。

コロナ禍の学校教育は、臨時休業や自宅待機期間でもタブレット端末を自宅に持ち帰り、リモートでオンライン授業を進め学びの保障に努めてきました。そのような中、日経BPが発表した公立学校情報化ランキングにおいて、阿蘇市は本年度、小中学校ともに九州1位、全国10位内（小学校全国3位、中学校全国9位）であり、ICT環境整備とともに、その活用状況が高く評価されました。さらなる充実に努めていきます。

子どもたちに不便をかけています阿蘇小学校体育館は、学校や学校運営協議会等と協議し、現地建て替えの方向で進めています。

これからも学校は、グローバルな将来に向けた子どもたちの学びの場を創出するため、ALTや英語教育支援員等との英語会話活動も継続して取り組みます。また、市内に居住し通学する外国籍の児童生徒のため、日本語教育を兼ねた支援員を配置し、授業にスムーズに対応できる環境を構築していきます。

社会教育は、コロナ禍において生涯学習等学びの機会が減少し、十分な活動ができませんでしたが、豊かな人間性、社会性を育むため、幅広い世代に地域コミュニティ参画や実践を通じて、学びを行うことができる体制と環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

社会体育は、昨年までコロナ禍で各種大会やイベント等が休止、中止を余儀なくされましたが、今年度は、スポーツ推進委員や火の山スポーツクラブを中心にサポート等の助力を重ね、少しずつではありますが活動の場を広げてきました。健康づくりのため、市民の方々が親しみを持ち参加しやすいスポーツ環境をこれからも提供していきます。

現在休止していますアゼリア21温水プールは、検討委員会で今後の在り方を検討されており、当委員会から答申が3月末に行われる予定です。

おわりに。

これからも直面する課題に一つ一つ丁寧に向き合い、取り組み、熱意と誠意を持って、輝く未来と安全安心な阿蘇市を目指してまいります。

引き続き、議員各位、市民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5

年度の施政方針とします。

○議長（菅 敏徳君） 市長の施政方針の説明が終わりました。

#### 日程第 6 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和 5 年第 3 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 1 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 5 年 1 月 1 日、市道中江堀の口線（中江神楽殿付近）において発生した一般車両の物損事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」

本件は、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施のための基金設置に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 5 号「阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

本件は、阿蘇山火口二次避難休憩施設の適切な管理運用を図るため、本条例を定めるものであります。

議案第 6 号「阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の全部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市デジタル防災行政無線の整備に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、本条例を改正するものであります。

議案第 9 号「阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、納税者の負担軽減を図ることを目的に、軽自動車税（種別割）の減免に係る毎年の申請を不要とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号「阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について」

本件は、水道料金及び加入金等の改定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」

本件は、波野中学校校長宿舍の解体に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」

本件は、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 17 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 18 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について」

本件は、コミュニティ交通の運行期間延長に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」

歳入では、地方交付税等を追加し、市債等を減額しています。

歳出では、農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金、平日誘客促進キャンペーン事業補助金、阿蘇山観光事業特別会計繰出金等を追加し、医療・介護・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援金等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1 億 8,124 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 182 億 517 万 7,000 円といたしました。

議案第 21 号「令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、阿蘇中岳の立入規制による道路使用料等の減収、それに伴う一般会計繰入金を追加しております。

歳出では、公園道路管理費 49 万 6,000 円を増額し、観光振興費 110 万円、予備費を 96 万

3,000円それぞれ減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ156万7,000円を減額し、歳入歳出総額を7,043万3,000円といたしました。

議案第22号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

歳入では、雑入を追加、補助金、繰入金を減額し、歳出では、維持管理費、公債費を追加し、事業費、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算に歳入歳出それぞれ986万3,000円減額し、歳入歳出予算総額を5億3,601万8,000円といたしました。

議案第23号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、県支出金を、歳出では、諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ118万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を36億1,943万1,000円といたしました。

議案第24号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、県支出金を減額し、諸収入を追加しております。

歳出では、総務費を減額し、諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5,531万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を35億4,290万1,000円といたしました。

議案第25号「令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について」

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額し、諸収入を追加しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ711万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億1,708万3,000円といたしました。

議案第26号「令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第4号）について」

収益的収入では、入院収益を減額し、補助金を増額しております。

収益的支出では、物価高騰の影響により、材料費及び経費を増額しております。

これらの補正の結果、収益的収入及び支出予算額を29億1,613万5,000円といたしました。

議案第27号「令和5年度阿蘇市一般会計予算について」

前年度当初予算と比較し、歳入では市税、寄附金等の増を見込み、財政調整基金繰入金等を減じています。

歳出では、市役所本庁舎等LED照明設置工事、お知らせ端末更新業務委託料、乙姫保育園大規模改修工事、強い農業づくり支援事業補助金、農村環境改善センター改修工事等を計上しています。

これらの結果、歳入歳出予算総額を174億545万5,000円といたしました。

議案第28号「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、公園道路の使用料収入を計上し、歳出では主に公園道路の業務委託料及び防災

関係の一般会計繰出金を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 9,700 万円といたしました。

議案第 29 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では総務費、事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 5 億 8,776 万 4,000 円といたしました。

議案第 30 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 35 億 6,338 万 1,000 円といたしました。

議案第 31 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 6,526 万 9,000 円といたしました。

議案第 32 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 5 億 3,322 万円といたしました。

議案第 33 号「令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,040 万 5,000 円といたしました。

議案第 34 号「令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 680 万 1,000 円といたしました。

議案第 35 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,815 万 9,000 円といたしました。

議案第 36 号「令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入歳出ともに原野貸付けに伴う予算を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 3 万 9,000 円といたしました。

議案第 37 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 4 億 9,106 万 8,000 円に、収益的支出では、上水道事業費、簡易水道事業費及び予備費を計上し、総額を 4 億 8,677 万 6,000 円といたしました。

資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 2 億 3,629 万 6,000 円とし、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 4 億 1,382 万円といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 7,752 万 4,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 38 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を計上し、収益的支出では、医業費用及び医業外費用、特別損失等を計上しております。

これらによりまして、収益的収入及び支出予算総額を 29 億 4,381 万 2,000 円といたしました。

また、資本的収入では、企業債及び他会計負担金、補助金を計上して、総額 1 億 6,711 万 6,000 円とし、資本的支出では建設改良費、企業債償還金、市借入金償還金を計上して、総額 3 億 3,365 万 1,000 円といたしました。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額 1 億 6,653 万 5,000 円は、過年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第 39 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」

本件は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 40 号「工事請負契約の変更について」

本件は、阿蘇市デジタル防災行政無線整備工事請負契約について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 42 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 43 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 45 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 46 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 47 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

同意第 3 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 49 件（報告 1 件、条例 18 件、予算 19 件、同意 2 件、規約 1 件、その他 8 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、11時20分から全員協議会を開催します。本議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願い申し上げます。

午前11時07分 散会